

(写)

4 消安第 3862 号
令和 4 年 10 月 23 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、発生予防及び万一の発生時における早期対応について要請しているところです。

今般、韓国当局から 10 月 19 日及び 22 日に韓国の慶尚北道醴泉（イェチョン）郡の家きん農場（鴨及び肉用種鶏）において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認された旨、公表されました（別添）。韓国では、10 月 10 日以来、野鳥での高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）事例が報告されておりましたが、今秋以降で初めての家きん農場での発生となります。

我が国においても、すでに複数の都道府県において野鳥の本病ウイルスへの感染が確認されており、全国的に本病の発生に対する警戒を強める必要があります。

各都道府県におかれましては、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導及び助言を実施するよう改めてお願いします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【担当】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課防疫指導班、防疫企画班

Tel:03-3502-8292